

## 第 2 次大磯町行政経営プラン策定方針

### 1. 計画策定の趣旨

本町では昭和 62 年に大磯町行政改革大綱を策定して以来、5 回にわたり改定を行い、行政改革を推進してきました。また、平成 28 年度からは行政改革大綱に代わる新たな計画として、これまで行政運営の合理化をめざして実施してきた「行政改革」の取組みに、中長期的な財政運営の視点を持つ「財政健全化計画」を統合した行政経営プランを策定し、『将来に引き継ぐ持続可能な行財政運営の構築』を方針に掲げ、第四次総合計画後期基本計画に位置づける施策の実効性を確保するための財源確保に向け取り組んできました。

第四次総合計画後期基本計画と現行の行政経営プランの計画期間が令和 2 年度をもって満了を迎えるとともに、令和 3 年度以降の町政運営の指針となる第五次総合計画前期基本計画が策定されます。

第五次総合計画前期基本計画期間中の財政見通しにおいて、財源不足が見込まれていることから、必要な財源の確保をめざし、基本計画に位置づける施策の実効性を確保するため、第 2 次行政経営プランを策定します。

### 2. 第 2 次行政経営プラン策定についての基本的な考え方

第 2 次行政経営プランは、著しい社会経済情勢の変化による行政需要に適応しつつ、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な財政基盤を構築するため、総合計画に位置づける施策の実効性を確保することを目的とした現行の行政経営プランにおける姿勢を継続します。

また、現行の行政経営プランは、令和元年度までの実施状況において、当初の計画通りに事業が実施できていない状況です。その要因の一つとして、複雑多様化する行政需要への対応や地方分権改革などに起因する業務量の増加などにより、相対的に行財政改革への職員意識の低下などが影響していると考えられます。

第 2 次行政経営プランでは、その解消に向け町の事務事業の見直しを行うことで職員の働き方改革や意識改革を図るなど、経営の視点にも重きを置くこととします。

以上のことから、次の事項を基本的な考え方として取り組みます。

- (1) 第五次総合計画前期基本計画を着実に推進するため、計画内に見込まれる財源不足を解消することを目標に、歳入確保・歳出削減の財源確保に結び付く取組みを位置づけます。
- (2) 町の事務事業を多角的に見直し、業務量削減や業務改善、職員の意識改革を促し、事務の効率化につなげることのできる仕組みを構築します。
- (3) 大磯町行政改革推進委員会の意見等を踏まえ策定します。
- (4) 併行して策定する第五次総合計画前期基本計画や第 5 次定員適正化計画などの関連計画との整合を図り、より実効性のある計画とします。

### 3. 第2次行政経営プランの策定にあたり考慮すべき事項

地方自治体は、全国的に進行する人口減少や少子高齢化、それに伴う税収の減少や社会保障費の増大による財政の悪化など、ますます厳しい状況下に置かれることが予測されます。

そのため、第2次行政経営プランの策定にあたり次の事項を考慮して策定を進めます。

- (1) 健全な財政を維持するため、財政収支の均衡を図りつつ、新たな財源確保に向けた取組みの積極的な推進をめざします。
- (2) 複雑多様化する行政需要に的確に対応するため、未来技術の活用等を推進するなど、業務量削減や業務改善を促し、働き方改革につなげ、行政サービスの効率的・効果的な提供をめざします。

### 4. 第2次行政経営プランの構成

現行の行政経営プランでは、計画内に位置づけた取組みを着実に実行するため、実施計画を定め進行管理を行っています。第2次行政経営プランにおいても、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、基本計画となる第2次行政経営プランと実施計画の二層構造で構成することとします。

- (1) 財源確保については、各年度の具体的な取組みと、取組みにより発生する効果額の数値目標を示す実施計画を策定します。
- (2) 財源確保に向けた各取組みの達成に向け、取組みの視点を設定し、効果額のみでなく活動経過を確認することで適切な進行管理を行い、効果的な取組みを展開することができる実施計画を策定します。
- (3) 事務の効率化を実現するための仕組みを具体化し、実施計画に位置づけます。
- (4) 実施計画は計画期間中、毎年度見直しを行うことで、進行管理を行い計画の着実な進行を図ります。

### 5. 計画期間

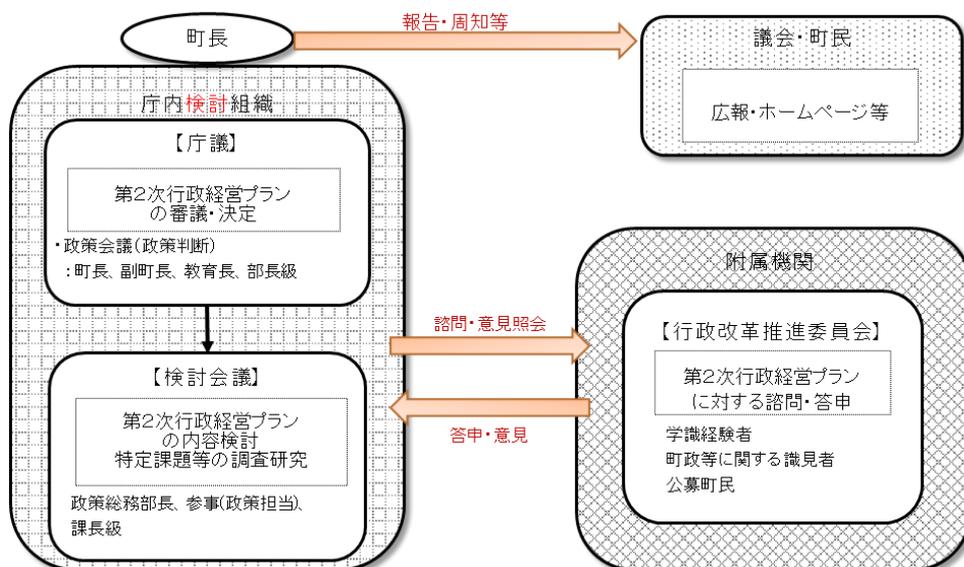
計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年間とします。

### 6. 広報・周知

第2次行政経営プラン及び実施計画は、広報やホームページ等を通じて町民に公表します。また、進捗状況についても適宜周知を図ります。

## 7. 計画策定体制

庁内検討組織として「政策会議」及び「検討会議」、町長の諮問機関である「大磯町行政改革推進委員会」での審議など、全庁的な取組みにより進めます。



## 8. 計画の位置づけ

第2次行政経営プランは、第五次総合計画前期基本計画の実効性を高めるため、財政推計により算出された財源不足の解消をめざし、財源確保の取組みを推進する計画とします。

また、第五次総合計画前期基本計画の実施体制を確保する第5次定員適正化計画と連携して取り組むことで、事務の効率化や職員的能力向上にも取り組んでいきます。

